

通学路安全対策の検討経過について

令和8年3月4日 第3回検討会議

小林小学校区、平尾小学校区からそれぞれ1名選出して検討を進めることを確認

〈メンバー〉 小林：木村メンバー 平尾：西村メンバー

令和8年3月 27 日

検討メンバーと両学校長、区役所職員にて新たな通学路となる箇所を中心に巡回・点検

〈点検結果〉

- ・ 大正通横断後は、大正中央中学校の南側ではなく、北側から正門の前を通るルートとする。
- ・ 大正中央中正門前の道路を、平尾小正門前の道路と同様に、時間帯規制（スクールゾーンに）できないか大正警察署に確認
- ・ 小林小学校南西角の交差点に信号を設置できないか、大正警察署に再度確認
- ・ 小林斎場西側の南北道路のグリーンラインの幅を広げるか、道路一面をカラー舗装できないか、建設局津守工営所に確認。

〈確認事項〉

- ・ 大正警察署及び建設局津守工営所に上記事項の実現可否について確認することとする。

〈確認結果〉

1.大正中央中学校前の道路をスクールゾーンにすることの可否について(大正警察署に確認)

- ・ 当該道路は歩道が整備されていることに加え、「ゆずり葉道路」にも指定されており、現状でも歩行者の安全確保が図られているとの見解でした。【資料 7－2 ①②参照】

2.小林公園南西角交差点への信号設置の可否について(大正警察署に確認)

- ・ 信号機の設置は、交通量や周辺の交差点との距離など、複数の条件を総合的に確認したうえで判断されます。
- ・ 当該交差点については、現状では交通量が多いと言い難いこと、近隣の信号設置交差点との距離が短いことなどから、現行の設置基準には合致しないとの回答でした。

3. 小林斎場西側の南北道路のグリーンライン拡幅またはカラー舗装化の可否について (建設局津守工営所に確認)

- ・ グリーンラインは現在、市内で幅 20 センチに統一して運用しているため、当該箇所のみ拡幅することは難しい状況です。【資料 7-2 ③参照】
- ・ 道路全体をカラー舗装とする対応は、現在の大阪市の運用では実施していません。なお、交差点部のカラー舗装は実施しており、当該道路および新通学路の交差点については、すでに対応済みとのことでした。【資料 7-2 ④参照】
- ・ 一方で、当該道路への通学路の道路標識の設置の検討を進めてもらいます。設置が可能となる場合は、単独柱を設置する箇所がないので、関電柱に共架となります。共架する際は、関西電力に共架申請を行い、設置可否について回答を受ける必要があります。【資料 7-2 ⑤参照】
- ・ また、当該道路をはじめとする通学路の歩道幅が確保できるように、道路の不正使用（道路上への鉢植え・看板設置や自転車放置）を解消するための注意喚起・啓発を大正区役所は津守工営所と協力して行ってまいります。